

令和3年度一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた  
 社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 49,621 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 773,226 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

(単位:千円)

事業区分		対象経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	218,749	137,886	8,883	71,980
	老人福祉事業	28,423	20,648	854	6,921
	児童福祉事業	156,519	63,009	10,272	83,238
社会保険	国民健康保険事業	60,936	20,619	4,429	35,888
	後期高齢者医療事業	131,558	16,269	12,665	102,624
	介護保険事業	107,294	5,686	11,162	90,446
保健衛生	保健衛生事業	10,500	835	1,062	8,603
	疾病予防事業	59,247	56,580	293	2,374
合計		773,226	321,532	49,621	402,073

平成26年4月1日から消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増額分について、その用途を明確化するとともに、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。また、令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増額分についても、社会保障の充実に要する経費に充てることとされています。